

**令和2年度
公共工事品質確保技術者資格登録更新の手引き
(更新講習受講案内)**

申請書受付期間：令和2年6月1日（月）～7月31日（金）

資格区分：公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）

主な対象者：①平成29年度の合格者で登録申請手続きをすませた者
②平成29年度に登録更新手続きをすませた者
及び平成30年度に再登録した者
①②共に、令和3年3月31日に登録有効期間が満了する者
※登録証の有効期限は平成33年（又は2021年）3月31日で表記
③令和2年3月31日で登録有効期間が満了した者
※会場の定員の範囲内で上記①～③以外の者に受講対象を拡大します。
（詳細はP7別紙参照）

※対象者には登録更新申請用紙とともに通知を送付します。
（5月中旬から送付予定）

※都合により申請書受付期間、更新講習日時、会場等を変更する場合があります。その場合は、本会ホームページでお知らせします。

講習実施都市：全国9都市／（Ⅰ）、（Ⅱ）共通／令和2年9月～11月
※令和2年度は、沖縄での講習は実施しませんのでご注意ください。

札幌市	令和2年10月	9日（金）
仙台市	〃	10月23日（金）
東京都	〃	9月 2日（水）
新潟市	〃	10月23日（金）
名古屋市	〃	10月30日（金）
大阪市	〃	11月13日（金）
広島市	〃	10月16日（金）
高松市	〃	11月 6日（金）
福岡市	〃	11月20日（金）

はじめに

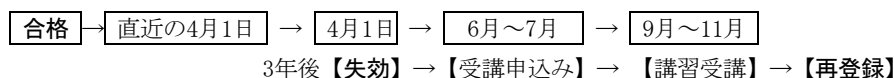
本更新講習は、一般社団法人全日本建設技術協会（以下「本協会」という。）の「公共工物品質確保技術者資格制度要綱」第8条（登録の更新）に基づき実施します。

公共工物品質確保技術者資格制度要綱（抜粋）

（登録の更新）

- 第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新についての申請を行わなければならない。
- 2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に全建が行う公共工物品質確保技術者制度に関する講習を受講しなければならない。
 - 3 前項の講習を受講した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。
 - 4 登録を更新しなかった者は、登録を抹消する。ただし、登録の有効期間満了日の翌日から1年以内に第2項に規定する講習を受講し、更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする*。この場合、登録の有効期間は、第7条第5項の規定に定める期間より1年間短縮する。

※登録失効から再登録の流れ



1. 手続きフロー

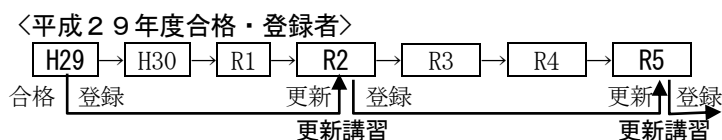
受付期間	受付	令和2年6月1日(月)～7月31日(金) 本協会HP http://www.zenken.com/
		▽
更新手続き	更新申込み	更新申請書／振込金受領書控え（コピー）
		▽
	更新講習受講票の送付	講習受講日の1ヶ月前まで
		▽
	更新講習	令和2年9月2日(水)～11月20日(金)
		▽
	資格更新	新しい資格登録証の配布

2. 対象者

令和2年度の資格登録更新対象者は、次のとおりです。

- ① 平成29年度の合格者で登録申請手続きをすませた者（令和3年3月31日*に登録有効期間が満了する者）で引き続き登録を更新しようとする者。

※登録証の有効期限は平成33年3月31日で表記



品確技術者（Ⅰ）対象者 登録番号 1-17010010号 ～ 1-17090060号

品確技術者（Ⅱ）対象者 登録番号 2-17010010号 ～ 2-17090130号

- ② 平成29年度に登録更新手続きをすませた者及び平成30年度に再登録した者（令和3年3月31日*に登録有効期間が満了する者）で引き続き登録を更新しようとする者。

※登録証の有効期限は平成33年（又は2021年）3月31日で表記

品確技術者（Ⅰ）対象者 登録番号 1-11010030号 ～ 1-11090070号
1-14010010号 ～ 1-14090050号
品確技術者（Ⅱ）対象者 登録番号 2-11010020号 ～ 2-11090290号
2-14010010号 ～ 2-14090120号

③ 令和2年3月31日に登録有効期間が満了した者で再登録を希望する者。
※会場の定員の範囲内で①～③以外の者に受講対象を拡大します。（詳細はP7別紙参照）

3. 登録更新申請について

(1) 申請書受付期間

令和2年6月1日（月）～7月31日（金）

(2) 申請方法

必要書類一式を下記へ原則として電子メールでお送りください。

宛先：hinkaku@zenken.com

（一社）全日本建設技術協会 事業課（資格試験担当）宛て
受信確認のメールを全建から返信します。送信後、7日以内に返信がない場合、全建に連絡してください。（TEL：03-3585-4546 担当：高野、春日）

※電子メールでの送付が困難な場合は、郵便で送って下さい。

【郵便での送付先】

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-13キーストーン赤坂ビル7F

（一社）全日本建設技術協会 事業課（資格試験担当）宛て

(3) 提出書類

①更新申請書兼更新講習受講申込書（PDFファイル等）

※対象者には、登録事項が印刷された更新申請書を送付しますので、記載事項を確認の上、申請してください。なお、「その他の保有資格について」「業務実施状況について」「CPDによる優遇の利用」は、新たに記入してください。

②顔写真データ

データ形式は、原則としてJPEG、PNG、GIFでお願いします。

※申込書に貼り付けずに別ファイルにしてください。

（6ヶ月以内撮影、カラー、正面、無帽、無背景、スナップ不可）

※郵送の場合は2枚送ってください。その際、1枚は申込書に貼り、もう1枚は裏面に受講都市・氏名を記載の上、申込書にクリップ止めして下さい。

③受講料・登録更新手数料の振込金受領書の控え

※ATM等の控え、インターネットバンキングの画面等でも可、振込日、振込者、振込金融機関等がわかるものをPDFファイル等でお送りください。

④更新講習受講料の減額を受ける場合は、各団体が発行するCPD単位取得の証明書（原本）の画像をPDFファイル等でお送りください。

※全建CPD制度利用の場合は「CPD記録の閲覧」画面の画像（次頁参照）

4. 受講料・登録更新手数料について

更新講習の受講料及び登録更新手数料は、以下のとおりです。

(1) 受講料及び登録更新手数料 22,000円

（消費税込み、テキスト代含む）

（受講料：15,000円、登録更新手数料：7,000円）

(2) 振込先 三菱UFJ銀行赤坂見附支店

口座番号：（普） 0378249

口座名義：一般社団法人 全日本建設技術協会
（シャ）ゼンニホンケンセツギジュツキョウカイ

※振込手数料は受講者の負担となります。

※振込の際、必ず振込人名義の前に受講会場の都市コードを付け加えて下さい。

（例）東京の場合 → 13ゼンケン タロウ

※払込後の受講料・登録更新手数料、提出書類は返却しません。

※都市コード一覧表

札幌市 11	仙台市 12	東京都 13	新潟市 14	名古屋市 15
大阪市 16	広島市 17	高松市 18	福岡市 19	

（3）更新講習受講料の減額について ※手続きについては、次頁フローを参照

以下の条件に該当する者については、更新講習受講料を減額します。

- 1) 条件 平成29年度から令和元年度までの3年間（平成29年4月1日から令和2年3月31日）で「建設系CPD協議会」加盟団体（下記参照、全建も平成29年度から加盟）においてCPD単位を75単位以上取得している者。

※全建のCPD単位取得者は、証明書の提出は必要ありませんが、事前に対象期間のCPD記録について「記録登録の承認」を受ける必要があります。Webシステムより「記録登録の承認申請」を行ってください。

※全建以外の団体のCPD単位を利用する場合は、必ず各団体が発行するCPD単位取得の証明書（原本）を添付してください。

※証明書には単位取得対象期間と取得単位が明記されていること。

※複数の団体のCPD単位を合算する場合、重複する期間の単位は合算できません。

【建設系CPD協議会加盟団体（19団体）】（令和2年4月現在）

（公社）空気調和・衛生工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）建設コンサルタツ協会、（公社）地盤工学会、（一社）森林・自然環境技術者教育会、（一社）全国上下水道コンサルタツ協会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）、（公社）土木学会、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本造園学会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会、（一社）交通工学研究会、（一社）全日本建設技術協会

- 2) 減額 受講料：15,000円 → 11,000円

該当者は、登録更新手数料（7,000円）と合わせて18,000円を振り込んでください。

※全建のCPD単位取得者は、事前に「記録登録の承認」を受けて、対象期間の年間証明単位数の合計が75単位以上ある場合、CPD記録登録承認手数料を登録更新手数料の振込みと同時に支払うことができます。（以下参照）

減額された受講料 登録更新手数料 CPD記録登録承認手数料
11,000円 + 7,000円 + 1,000円 = 19,000円

↓

更新申請時の振り込み額

- 3) 注意 全建のCPD単位を取得している場合、証明書の添付は必要ありません。Webシステムにログインして「CPD利用者メニュー」→「CPD記録の閲覧」で表示される年度選択画面を出力して申請書類に添付して送付してください。必ず対象年度の「年間証明単位数」(画面に表示されています)の合計が75単位以上であることを確認してください。

CPD記録の閲覧画面



【更新講習受講料の減額適用の手続きフロー】

【全建CPD利用の場合】

- ① CPD記録登録の承認申請※ (Webシステムより)
- ↓
- ② 平成29～令和元年度の証明単位数が合計75単位以上であることを確認
- ↓
- ③ 受講料・登録更新手数料・記録登録承認手数料の合計19,000円を振り込み
- ↓
- ④ 「CPD記録の閲覧」画面(上記参照)の出力、③の控え(コピー)を添付して更新申請書を全建に送付

【全建以外のCPD利用の場合】

- ① CPD記録登録の承認(ステータス確認等)申請(各団体の規程により別途費用負担)
- ↓
- ② 平成29～令和元年度の証明単位数が合計75単位以上であることを確認
- ↓
- ③ 利用する団体の証明書(原本)取得(各団体の規程により別途費用負担)
- ↓
- ④ 受講料・登録更新手数料の合計18,000円を振り込み
- ↓
- ⑤ ③の証明書、④の控え(コピー)を添付して更新申請書を全建に送付

※Webシステムの「CPD利用者メニュー」→「記録登録の承認・証明書発行」から「申請内容の選択」で必ず「記録登録の承認のみ」を選択し、「使用区分」の「品質確保技術者資格の更新」をチェックしてください。

なお、「CPD記録登録の承認」については、記録内容の確認に1週間から2週間程度かかることがありますので、余裕をもって申請を行ってください。

5. 受講票の送付について

- (1) 受講者には、講習受講日の1ヶ月前までに受講票をお送りします。それまでに届かない場合には、必ず本協会資格試験担当まで確認してください。
- (2) 受講票が届きましたら、氏名、受講番号、受講都市、受講日等を必ず確認の上、大切に保管し、講習受講日に資格登録証とともに必ず持参してください。
- (3) 講習受講前に受講者の都合による受講会場の変更や受講票の紛失が生じた場合は、本協会資格試験担当までご連絡ください。なお、受講会場の変更は希望にそえないこともありますのでご了承ください。

6. 更新講習の日程・会場について

更新講習の実施都市・日程及び会場は、以下のとおりです。

都市 (都市コード)	講習日程	会場
札幌市 (11)	令和2年10月9日(金) 13時00分～17時00分	かでの2.78階 820会議室 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL:011-204-5100
仙台市 (12)	令和2年10月23日(金) 13時00分～17時00分	フォレスト仙台 2階 第1・第2フォレストホール 仙台市青葉区柏木1-2-45 TEL:022-271-9340
東京都 (13)	令和2年9月2日(水) 13時00分～17時00分	砂防会館別館 1階 淀・信濃 東京都千代田区平河町2-7-5 TEL:03-3261-8390
新潟市 (14)	令和2年10月23日(金) 13時00分～17時00分	コープシティ花園 4階 ガレツソホール 新潟市中央区花園1-2-2 TEL:025-248-7511
名古屋市 (15)	令和2年10月30日(金) 13時00分～17時00分	ウインクあいち 9階 902会議室 名古屋市千代田区名駅4-4-38 TEL:052-571-6131
大阪市 (16)	令和2年11月13日(金) 13時00分～17時00分	エル・おおさか本館 6階 大会議室 大阪市中央区北浜東3-1-4 TEL:06-6942-0001
広島市 (17)	令和2年10月16日(金) 13時00分～17時00分	RCC文化センター 6階 601 広島市中区橋本町5-1-1 TEL:082-222-2277
高松市 (18)	令和2年11月6日(金) 13時00分～17時00分	サンポートホール高松 6階 61会議室 高松市サンポート2-1 TEL:087-825-5000
福岡市 (19)	令和2年11月20日(金) 13時00分～17時00分	福岡県自治会館 2階 大会議室 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-651-4284

※原則としてどの都市でも受講できますが、講習内容が地域性を持つため、受講者が主に業務に就かれる都市で受講してください。

※自然災害等（豪雨、地震等）により、講習が実施されるかどうか判断しにくい場合については、講習前日の朝9時30分までに実施・延期等について、本協会HPにてお知らせします。

7. 更新講習内容 (※講習内容が地域性を持つため、受講都市によって内容は若干異なります。)

講習内容	
13:00 (開始)	品確技術者制度の現状について
	入札契約制度の現状と課題 ・公共事業をとりまく現状と課題 ・品確法の改正について ・品確法改正に基づく「運用指針」の改正について 他
	各地方整備局の品質確保に向けた取り組み ・品確法、「運用指針」改正による新たな取組み ・品質確保・生産性向上に向けた取り組み ・発注者支援業務の動向 他
	地方自治体における品質確保に向けた取り組み ・品確法、「運用指針」改正による新たな取組み ・品質確保・生産性向上に向けた取り組み ・発注者支援業務の動向 他
17:00 (終了)	新資格登録証の配布及び説明

※上記の講習内容及び演題については、予定であり変更になる場合があります。

※受付は、12時から行います。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。

8. 更新講習受講の注意事項等

(1) 持参するもの

- ・受講票
- ・資格登録証
- ・筆記用具

※当日、現在の資格登録証と引き換えて新しい資格登録証を配布しますので、必ず持参して下さい。

(2) 注意事項

- ・受講時は、事務局の指示に従って下さい。
- ・講習会場では、駐車場を用意しておりません。公共交通機関を利用して下さい。
- ・遅刻した場合には、当日受講することができなくなります。後日、他の都市での受講となりますので、ご注意ください。

(3) CPDについて

- ・品確技術者登録更新講習は、全建の「CPD(継続教育)制度」の対象となっていません。但し、他団体の制度における取扱いにつきましては、各団体にご確認ください。

9. 新しい資格登録証の配布

全講習受講後に新しい資格登録証を配布します。

10. 次回登録更新について

令和2年度に登録更新手続きをした場合、次回の登録更新手続きは令和5年度となります。

《 問 合 わ せ 窓 口 》

一般社団法人 全日本建設技術協会 事業課(資格試験担当) 下野、高野、春日
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-1-13 キーストーン赤坂ビル7F
TEL 03-3585-4546 FAX 03-3586-6640
MAIL hinkaku@zenken.com URL <http://www.zenken.com/>

令和2年度 公共工事品質確保技術者 資格登録更新講習の受講対象拡大について

この度、令和元年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正に基づいて、令和2年1月に「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」が改正されました。発注者共通の指針である「運用指針」の内容については、発注者を支援する立場である品確技術者をはじめ、広く知っていただくことが有益であることから、会場の定員の範囲内で受講対象を拡大することとします。詳細については、次のとおりです。

1. 対象：受講を希望する者
2. 登録更新の特例：品確技術者として登録している者（令和2年度更新対象者を除く。）が当講習を受講した場合、登録の更新をすることができます。この場合、令和2年度に関しては、下記5のとおり登録更新手数料を無料とします。
3. 会場：令和2年度 公共工事品質確保技術者登録更新講習を実施する全国9会場
4. 申込方法：下記連絡先までTEL又はメールにて連絡してください。
申込書をメール又は郵便で送付します。
5. 受講料等：令和2年度更新対象者以外（消費税込み）※テキスト等資料代含む

	受講料※	登録更新手数料	合計
ア) 令和2年度対象者以外の品確技術者	14,000円	無料	14,000円
イ) ア)のうち、CPDによる減額利用者	10,000円	無料	10,000円
ウ) 品確技術者以外	14,000円	—	14,000円

〔参考〕令和2年度更新対象者

	受講料※	登録更新手数料	合計
通常 (令和2年度対象者)	15,000円	7,000円	22,000円
通常 (CPDによる減額利用者)	11,000円	7,000円	18,000円

6. 注意事項：①令和2年度に更新した者について、次回の更新は、令和5年度（登録有効期限：令和6年3月31日）
②各会場の定員を超える申し込みがあった場合は先着順とし、5の表におけるア)イ)の品確技術者を優先します。
7. 連絡先：一般社団法人 全日本建設技術協会 事業課 資格試験担当 下野、高野、春日
TEL：03-3585-4546 FAX：03-3586-6640
MAIL：hinkaku@zenken.com